

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金を一世帯につき 10万円支給します



- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税（町県民税）均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

## 給付金の支給方法

町が確認書(または申請書)を受理した上で、指定の金融機関口座に振り込みます。

## 支給対象と手続内容

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

I 世帯全員が令和3年度  
**「住民税（町県民税）  
均等割が非課税」**の世帯

II 令和3年1月以降の収入が減少し、  
世帯全員が**「住民税（町県民税）均等割  
が非課税相当」**の収入となった世帯  
(家計急変世帯)

I 該当の方へは  
町から確認書等の関係書類  
を送付します。



**提出期限：確認書の日付から3か月以内**

詳しくは裏面「I」へ

II **申請が必要です**

**申請期限：令和4年9月30日（金）**

裏面の内容に該当と思われる世帯の方は、住民課（☎0885-42-1501）までお問い合わせください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和3年度住民税（町県民税）均等割が非課税の世帯

基準日（令和3年12月10日）において、**世帯の全ての方が**、令和3年度（令和2年中）の住民税（町県民税）均等割が非課税の世帯が対象です。

- 対象となる世帯には、確認書などの関係書類が入った封書が届きます。
- 封書が届いたら、同封の確認書へ記入し、必要書類を添付して、同封の返信用封筒にて**返信してください**。

### 【確認事項】

- ・支給該当欄や誓約欄、振込口座などの記入
- ・振込口座を確認するための書類の添付など



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税（町県民税）均等割非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※ 住民税（町県民税）非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税（町県民税）均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、下記の給付金窓口（住民課）までお問い合わせください。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 上記の内容に該当すると思われる世帯の方は、下記のお問い合わせ先へご連絡いただくか、給付金窓口（住民課）でご相談ください。



新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

令和3年度住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター



**0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（12/29~1/3を除く）

勝浦町 住民課 〒771-4395  
勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3

**TEL 0885-42-1501**  
**FAX 0885-42-3028**  
**IP 050-3438-7148**